認定	業務
農業協同組合法第九十二条の五の六の認定	同法第九十二条の五の七に規定する業務
協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七の認定	同法第六条の五の八に規定する業務
労働金庫法第八十九条の十の認定	同法第八十九条の十一に規定する業務
銀行法第五十二条の六十一の十九の認定	同法第五十二条の六十一の二十に規定する業務
農林中央金庫法第九十五条の五の七の認定	同法第九十五条の五の八に規定する業務
株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の認定	同法第六十条の二十二に規定する業務

（外国法人等である特定信用事業電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）

第二十四条の六の七　外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者（法第百二十一条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第百二十一条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。）を含む。第二十八条の三において同じ。）に対して法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六十一の三第一項第一号	氏名	氏名及び外国に住所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名
第五十二条の六十一の三第一項第三号	所在地	所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）
第五十二条の六十一の三第二項第二号	含む。）	含む。並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書（国内に営業所又は事務所を有する場合に限る。）
第五十二条の六十一の七第一項第三号	役員	役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。）
第五十二条の六十一の七第一項第四号	決定により解散したとき	決定（外国の法令上これに相当するものを含む。次号において同じ。）を受けたとき
	破産管財人	破産管財人（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。）
第五十二条の六十一の七第一項第五号	とき	とき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。）
第五十二条の六十一の八第一項第四号	事務所	事務所の連絡先及び国内に当該営業所又は事務所を有しない場合にあつては、日本における代表者又は代理人
第五十二条の六十一の十七第二項	営業所	国内における営業所
	所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在）	日本における代表者若しくは代理人の所在

第二十四条の九の見出し中「名称」を「指定紛争解決機関に係る名称」に改め、同条第五号中「第八十五条の四第一項」を「第八十五条の十二第一項」に改め、同条第六号中「（昭和二十七年法律第百八十七号）」を削り、同条第七号中「（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に改める。

第二十八条中「次条第一項及び第四項において」を「以下」に改める。

第二十八条の二第一項中「みなされた」を「みなされる」に改め、同項ただし書及び同条第二項中「行う」を「行使する」に改める。

第二十八条の二の次に次の一条を加える。

第二十八条の三　長官権限のうち次に掲げるものは、登録申請者（法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、当該登録申請者又は特定信用事業電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理

二　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定による登録

三　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知

四　法第百二十一条の五の八第三項の規定及び法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧

五　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否

六　法第百二十一条の五の八第二項の規定並びに法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項並びに第五十三条第五項の規定による届出の受理並びに法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

八　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

九　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令